

(凡例) 【風】P.〇〇：風水害対策・雪害対策編等の該当ページを記載
【震】P.〇〇：震災対策編の該当ページを記載

国の防災基本計画の修正（令和5年5月）等を踏まえ、主に以下の事項について修正する。

I 国の防災基本計画修正（令和5年5月）を踏まえた修正

防災基本計画が修正されたことから、次のとおり修正を行う。

○ 多様な主体と連携した被災者支援

- ・県による災害中間支援組織(※1)の育成・機能強化、関係者の役割分担を明確化
(※1) NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

【背景】

多様な被災者支援主体の連携体制の構築強化に向け、内閣府によって「多様な被災者支援主体による連携体制の構築・強化の手引」が作成された。

<新規> ※【風】P.88、【震】P.88

県（県民活動支援・広聴課）は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

- ・災害ボランティアセンター設置団体との役割分担等の明確化

【背景】

内閣府から、災害ボランティアセンター設置団体との連携に係る方針が示され、その中で、災害ボランティアセンター設置団体との役割分担を明確にしておくことが重要であり、自治体が災害ボランティアセンターの設置場所について定めておくことが望ましいとされた。

<新規> ※【風】P.88、【震】P.88

県（県民活動支援・広聴課）及び市町村は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、市町村は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

- ・災害ケースマネジメント(※2)等の被災者支援の仕組みの整備
(※2) 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組

【背景】

内閣府の災害ケースマネジメントの普及・啓発に係る取り組みの中で、被災経験の無い地方公共団体でも災害時に適切に災害ケースマネジメントを実施できるよう「災害ケースマネジメント実施の手引き」が策定された。

<新規> ※【風】P. 267、【震】P. 255

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

○ 国民への情報伝達

- ・通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施

【背景】

総務省によって「大規模自然災害時における通信サービス確保のための連携訓練」が実施され、「電気通信サービスにおける障害発生時の周知・広報に関するガイドライン」が策定された。

<修正> ※【風】P. 137、【震】P. 122

電気通信事業者は、被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するものとする。

- ・障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

【背景】

令和4年5月25日に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の第12条によって、防災等において障害者の情報取得・意思疎通に係る必要な施策を講ずるよう規定された。

<新規> ※【風】P.75、【震】P.75

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

○ デジタル技術の活用

- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用

【背景】

令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、個別避難計画の作成等のデジタル化を推進することとされた。

<新規> ※【風】P.93、【震】P.92

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

<修正> ※【風】P.267、【震】P.255

市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

II その他の修正

最新の情勢を踏まえ、次のとおり修正を行う。

○ 緊急通行車両等の事前確認(災害対策基本法施行令等の改正)

- ・指定行政機関等の車両について、緊急通行車両等であることの確認を、災害発生時等の前においても行える制度を規定

【背景】

令和5年9月1日に施行された災害対策基本法施行令の改正、及び災害対策基本法施行規則の改正によって、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、政令に定める緊急通行車両については、当該車両に該当することの確認を災害発生時等より前に行うことが可能になった。

<新規> ※【風】P.67、【震】P.65

知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認を災害発生時等よりも前に行えるものとする。

災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認を事前に受けるよう努めるものとする。

○ 広域避難者の受入可能な避難施設情報の把握

- ・広域避難者の受入可能な施設情報の対象として、要配慮者利用施設や民間宿泊施設を追加

【背景】

令和6年能登半島地震において群馬県が実施した広域避難者受入の対応を踏まえて、整理したもの。

<新規> ※【風】P.209、【震】P.196

県(健康福祉課)は、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク等の活用により、要配慮者の広域的な受入れが可能な要配慮者利用施設の状況を把握する。

<新規> ※【風】P.209、【震】P.196

県(食品・生活衛生課)は、必要に応じて、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合と調整の上、広域避難者の受入れが可能な旅館やホテル等の民間宿泊施設の状況を把握する。

○ 最新状況の反映

- ・群馬県に分布する活断層の情報の更新

<修正> ※【震】P.14

政府の地震調査研究推進本部において、全国に多数分布する活断層のうち、主要活断層帯として現在114の活断層帯を選定しており、このうち、本県においては、深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)及び大久保断層の2つが選定されている。また、「活断層の地域評価」により地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率等を評価しており、本県においては、2つの主要活断層帯に加え、片品川左岸断層及び太田断層の評価が行われている。

深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層(磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層)をあわせた全長約69kmの断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。片品川左岸断層は、長さ約13km程度であり、片品川流域に分布している。大久保断層は、長さ約9km

の活断層であり、前橋市、桐生市、みどり市、栃木県足利市に分布している。太田断層は、長さ約 18km の活断層であり、桐生市、太田市、邑楽町、大泉町、千代田町にかけて分布している。

また、群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約 52km の六日町断層帯、長野県北部に長さ約 74km の長野盆地西縁断層帯が分布する。

・気象庁が発表する地震情報の種類とその内容の修正

<修正> ※【震】 P. 42

地震情報の種類	発表基準	内容
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長期地震動階級 1 以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を 10 分程度で発表